



脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業

2026年度第2回公募 制度説明会

2026年7月29日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

事業統括部 国際1課

目 次

1. 事業概要	P. 3～9
2. 応募対象・応募要件	P.10～17
3. 応募方法・スケジュール	P.18～20
4. プレエントリー面談	P.21～30
5. 応募区分と補助事業の留意事項	P.31～42
6. お問い合わせ	P.43～44

1. 事業概要

本資料では、「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」を”本事業”と記載します

1. 目的

- 我が国が強みを有するS+3E(安全性、安定供給、経済性、環境適合)の実現に資する技術を対象に、我が国と環境が異なる海外での実証を通じて、当該技術の開発に資するとともに有効性を示し、国内外での普及に結び付ける。この取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的としている。
- 国内事業と同様に基本計画で目的や方法などを定めている。



事業紹介動画



事業紹介ページ



1. 実施例

米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所(アメリカ)
- 省エネビル(アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)

欧州

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム(ドイツ)
- 直流送電システム(イタリア)
- 空調デマンドレスポンス(ポルトガル)
- コジェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ(スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

北東アジア

- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム(中国)

中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

ASEAN

- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング(インドネシア)
- 圧縮天然ガス(CNG)車(インドネシア)

インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル

※NEDO海外事務所が必要に応じて支援。

米州(ワシントン、シリコンバレー)

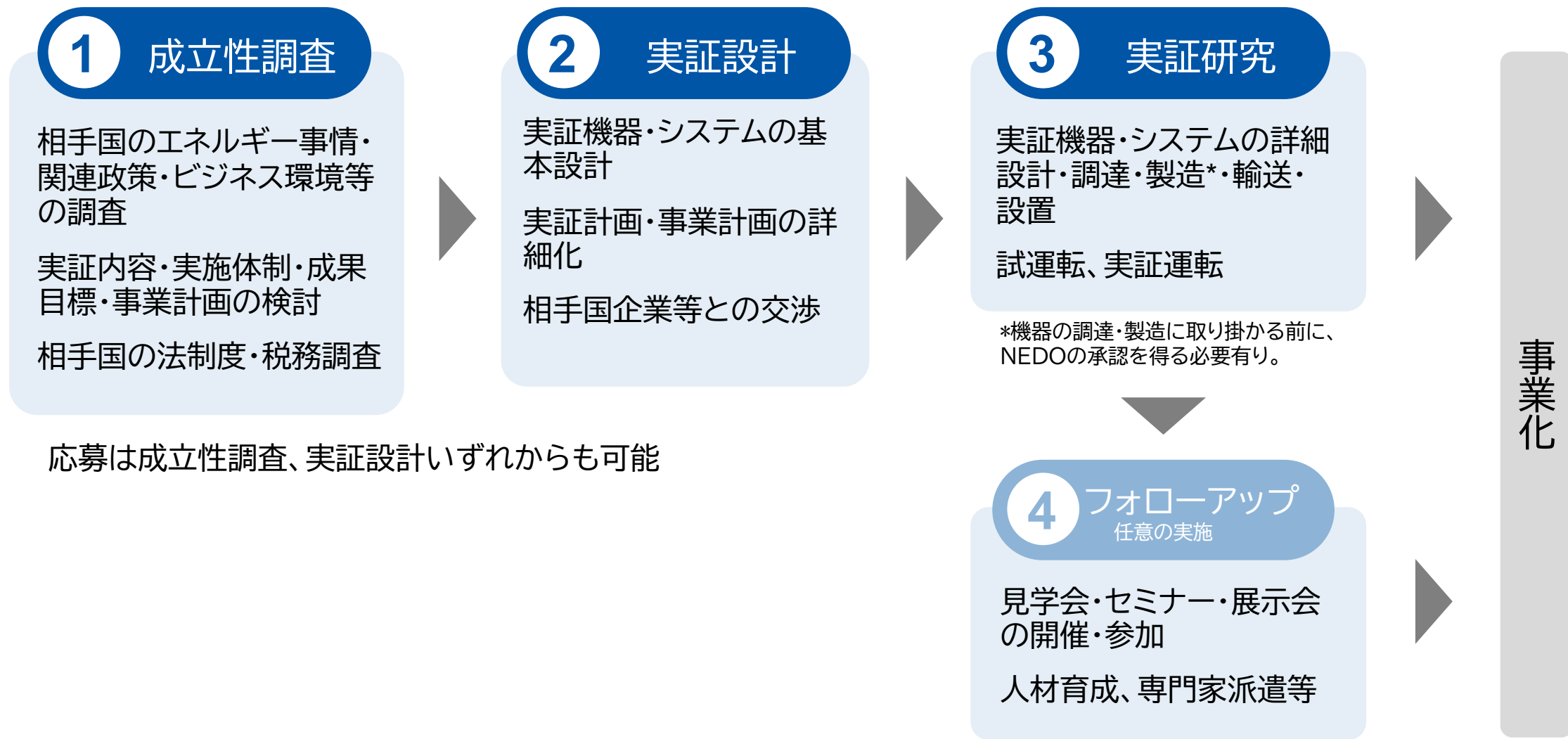
欧州(パリ)

インド(ニューデリー)

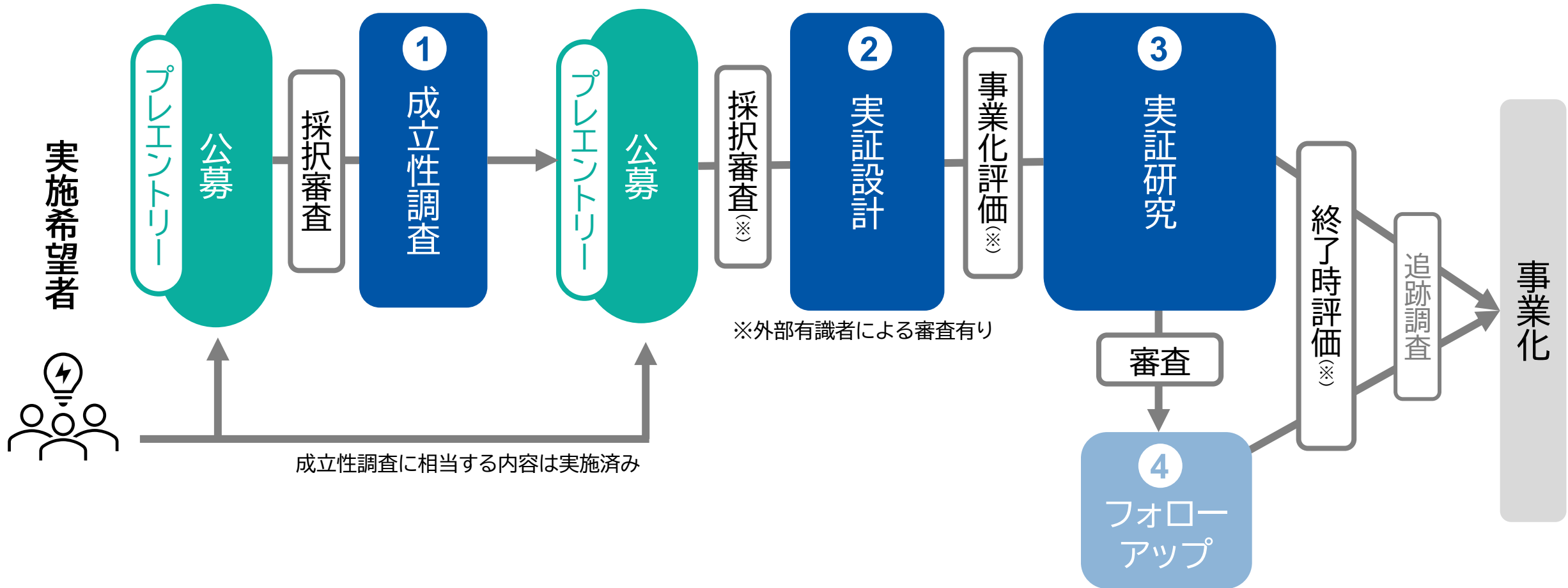
ASEAN(バンコク、ジャカルタ)

北東アジア(北京)

1. 事業の構成



1. 応募からの流れ



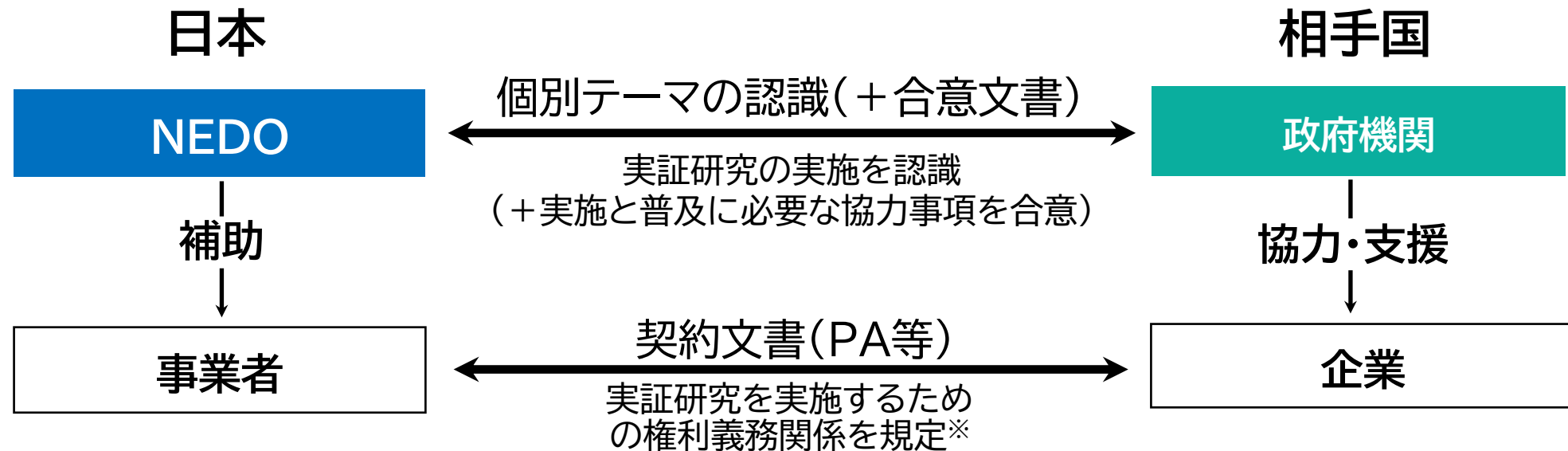
1. 実施形態、予算、期間

成立性調査は**委託事業**、実証設計・実証研究・フォローアップは**補助事業**として実施。
補助事業の予算規模は事業者負担分を含む1テーマあたりの額。

		①成立性調査	②実証設計	③実証研究	④フォローアップ	
期間(原則)		1年以内	1年半以内	3年以内	1年以内	対象費用
予算規模(原則)	委託	2,000万円以内	—	—	—	労務費、その他経費、間接経費、再委託費(原則不可)
	補助	—	4,000万円以内	40億円以内	2,000万円以内	機械装置等費([3]のみ)、 労務費、その他経費、委託費・共同研究費 補助率:大企業1/2、中小・ベンチャー企業2/3

1. 実証研究の体制

- 補助事業者と相手国企業との間で**契約文書(Project Agreement 等)**を締結することが実証研究を開始するための条件となる。締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。
- NEDOと相手国政府機関との間で必要に応じて**合意文書**を締結し、事業者の活動を支援することが可能。
- 補助事業者とNEDOの関係は、**国際実証研究費補助金交付規程**に基づき規定される。



※必要な規定内容等は「[実証設計以降の実施内容及び手続説明](#)」参照

2. 応募対象・応募要件

2. 対象とする技術、実証研究の要件

1. 顕著なエネルギー消費削減効果・化石燃料代替効果が期待できる我が国の技術。
2. 実証研究の終了後、国内外市場での普及が期待される技術であること。
3. 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があること(重複の排除)。
4. 実用化に向けた技術課題が明確であること、又は実証を行う国・地域特有の運用上の課題が明確であること。
(課題がない製品・設備の導入補助事業ではないが、日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは対象)。なお、「新規性」は必須ではない。
5. 右の対象技術分野のいずれかに当てはまるもの。

水素・アンモニア

再生可能エネルギー

サーキュラーエコノミー

半導体・情報インフラ

AI・ロボット

バイオテクノロジー・材料

自動車・蓄電池

航空機・宇宙

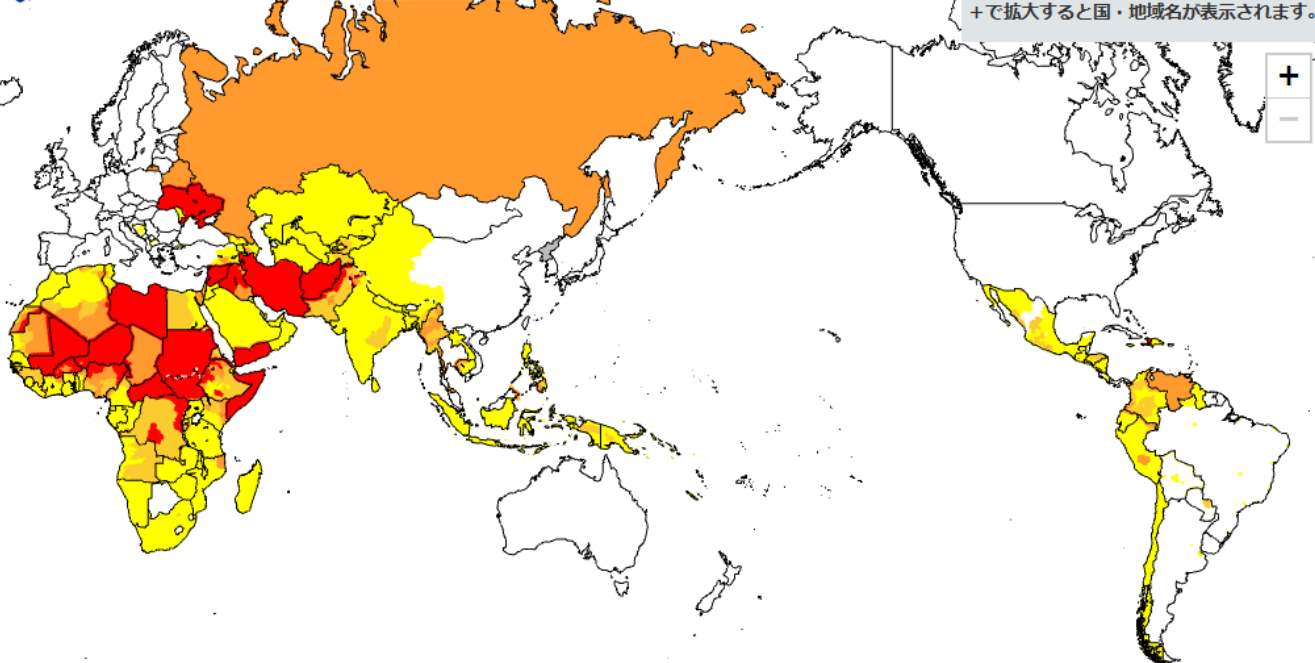
省エネルギー

2. 対象国・地域

- 本邦域外におけるすべての国・地域。
- ただし、[外務省海外安全情報](#)の危険情報(感染症危険情報は含まない)において、レベル2(不要不急の渡航は止めてください)以上に指定されている国・地域は除く。

危険情報
感染症危険情報

 国・地域別の海外安全情報
 地図をクリックしてください
 海外安全情報とは？



+で拡大すると国・地域名が表示されます。


国・地域名からの検索

検索

危険レベル

- レベル1** 十分注意してください。
- レベル2** 不要不急の渡航は止めてください。
- レベル3** 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)
- レベル4** 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)

[危険情報一覧](#)


必ず登録を！

最新の海外安全情報をメールでお届けします。

緊急時の連絡、安否確認、支援などが受けられます。

3ヶ月未満の渡航

3ヶ月以上の渡航

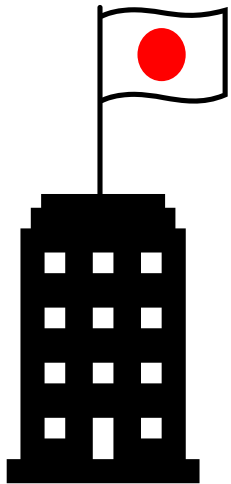




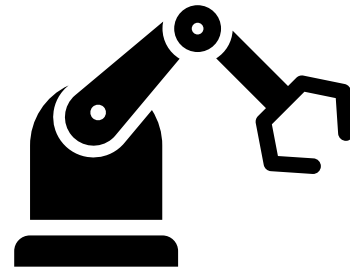


2. 提案者の要件【ポイント】 - 成立性調査

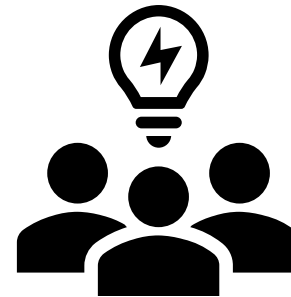
日本法人
外国法人は
別要件有



技術



実証の構想



プレエントリー
実施



2. 提案者の要件 - 成立性調査

- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする代表法人を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。
- 再委託・共同実施は原則不可。

<要件>

- ① 当該技術又は関連技術についての調査／事業実績を有し、かつ、調査／事業目標の達成及び調査／事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有する事業者を必ず提案者又は共同提案者として体制に含めること。
- ② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金等について十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- ③ NEDOが調査を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人(登記法人)であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であること。
- ⑤ 提案者(提案者が複数の場合は少なくとも1者)が、以下の2点を満たすこと。
 - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
 - II. 「実証研究」に係る実証の構想を有すること。
- ⑥ 複数の企業等が共同して提案する場合は、実証に向けた各企業間の責任と役割が明確になっていること。
- ⑦ 公募予告期間中にプレエントリーを行ったこと。

2. 提案者の要件【ポイント】 -実証設計

日本法人
外国法人は
別要件有

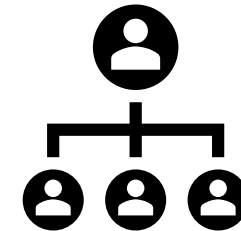
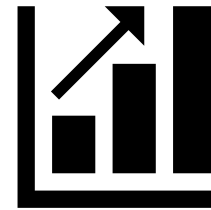
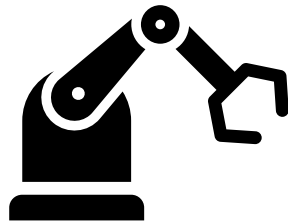
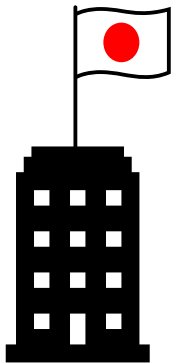
技術

相手国企業
との体制

企業化計画

経理的
基盤・体制

プレエント
リー実施



2. 提案者の要件 -実証設計

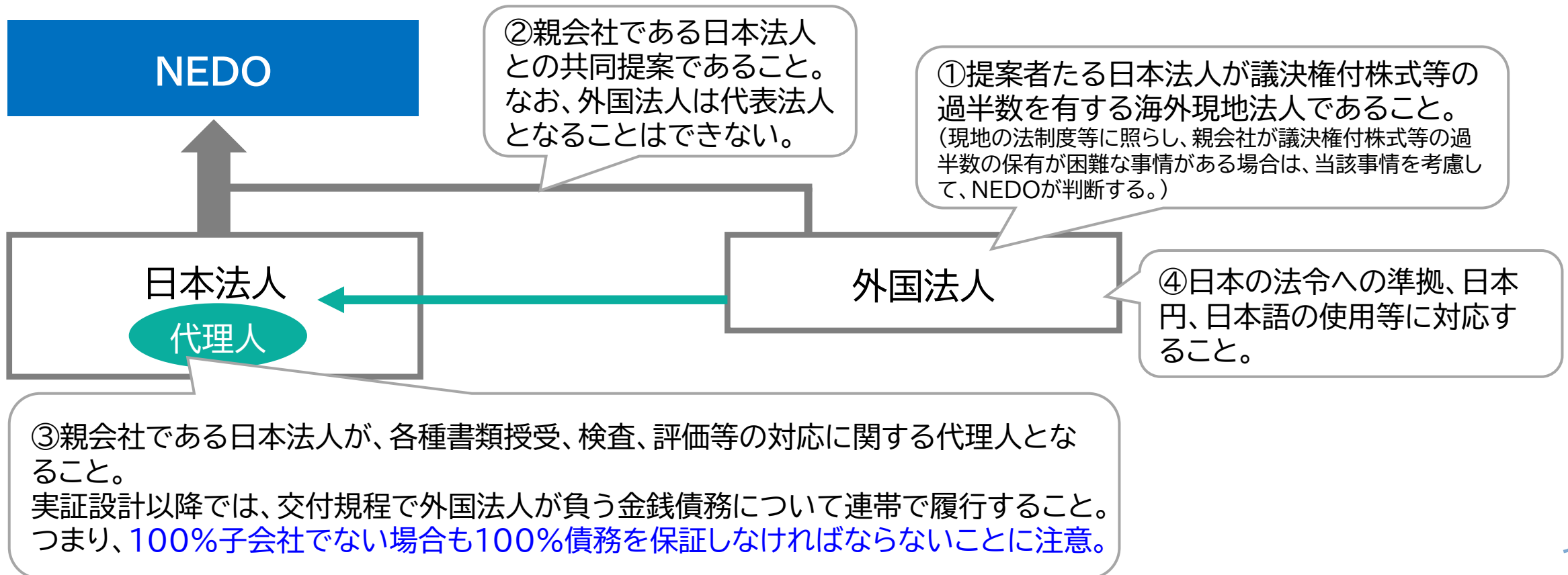
- 提案者は公募要領に示された応募要件を満たす、単独又は複数の企業等であること。
- 複数で提案する場合は、提案者を代表してNEDOとの連絡調整をする代表法人を定めるとともに、各提案者の責任と役割を明確にすること。

<要件>

- ① 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。なお、複数者で申請する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば可。
- ② 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- ③ 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ④ 当該補助事業者が遂行する補助事業が、「国際実証研究費補助金交付規程」第3条第1項の技術開発課題を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- ⑤ 当該補助事業者が補助事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- ⑥ 本事業は、補助事業者が対象国の相手国企業と共同で実施する事業であり、実証研究の実施に当たっては両者が業務及び費用を分担して行うため、事業全体及び相手国企業による分担業務の遂行について補助事業者が責任を持つこと。また、補助事業者は、本事業を共同で実施する対象国の相手国企業と実証研究に向けた基本的な合意ができていることを示すサポートレターを提出すること。
- ⑦ 日本法人(登記法人)であること。または、後述の「外国法人の提案要件」の4つの要件全てを満たす外国法人であり、かつ交付申請時に「国際実証研究費補助金に係る確約書」を提出すること。
- ⑧ 公募予告期間中にプレエントリーを行ったこと。

2. 外国法人の提案資格

国費を使うため提案者は日本法人(登記法人)を原則としているが、現地で実証研究やビジネス展開のためには海外現地法人との連携が重要であることから、①から④の4つの要件全てを満たす場合は、海外現地法人も共同提案者として提案することができる。



3. 応募方法・スケジュール

3. Jグランツについて

- 応募受付はJグランツ上で行います。
- Jグランツでの応募には、GビズIDプライムまたはGビズIDメンバーのアカウントが必要です。
- GビズIDのご準備をお願いします。
- 詳細は下記をご覧ください。

[NEDO事業の公募におけるJグランツでの応募受付について](#)



3. スケジュール

7月8日 予告掲載／プレエントリー申請開始

7月29日 制度説明会

9月1日 プレエントリー申請期限

9月中旬 公募開始

公募期間は、「成立性調査」「実証設計」とともに、公募開始より4週間程度の予定です。

公募開始時期は変更する可能性があります。

4. プレエントリー面談

- 約1時間のプレエントリー面談で、提案者が技術分野と応募区分を決定します。
- 提案内容がまだ整理されていない等、決定が困難と思われる場合は、事前に「案件相談」をぜひご活用ください。

4. プレエントリー面談とは

- プレエントリー面談を実施することが応募要件の一つです。
- 9月1日(火)までに、「プレエントリー申請書」をNEDOへお送りください。
- 申請書をもとに提案者とNEDOが面談を行って技術開発課題を確認し、提案者が技術分野と応募区分(成立性調査/実証設計)を決定します。
- 応募時は、プレエントリー面談で決定した技術分野・応募区分を選択してください。
- プレエントリー面談の内容は、採択審査に直接影響しません。

4. プレエントリー面談の目的

技術課題等の確認を通じて本事業との適合性を整理し、技術分野及び応募区分の選択に必要な判断材料を提供することで、より適切な応募につなげる。

- 本事業は、各技術分野を所管する推進部門と海外事務所が伴走支援する形の制度です。そのため、提案者の技術課題に応じた技術分野を決定することが、審査を含めたその後の事業推進で重要です。
- 成立性調査と実証設計では、求められる提案の熟度や準備状況が異なります。そのため、提案内容に適した応募区分を選択いただくことも重要です。

4. プレエントリー面談の内容と形式

内容(1時間程度)

1. 応募者による提案内容の説明(約15分)
2. 質疑応答(約15分)
3. 申請書記載の質問事項へのNEDOからの回答(約10分)
4. まとめ 提案者が技術分野と応募区分を決定。(5～10分)

形式

- 対面/Teamsいずれも可能。
- 提案者：実施責任者又は連絡担当者を含む関係者。(共同提案の場合、代表法人の参加が必須)
- NEDO：技術分野を所管する推進部門と公募事務局。(海外事務所が同席する場合あり)

4. プレエントリー申請書の記載ポイント - その1

①対象技術分野

- プレエントリー申請時は複数選択が可能です。プレエントリー面談で1つに絞ってください(最終決定)。
- 各技術分野の内容については、[事業紹介ページ](#)でご確認ください。
(ご参考:本資料P.11)



4. プレエントリー申請書の記載ポイント - その2

②実証研究概要

以下を明確に記載してください。

- 対象国・地域におけるエネルギーに関する課題を、どのような技術でどのように解決するか
- 実証研究における技術課題は何か
- 実証研究の終了後、普及が期待できる技術か

4. プレエントリー申請書の記載ポイント - その3

③技術課題

- 「国内外での実績が無いことや、あるいは実証を行う国・地域特有の理由により発生しうる、普及に向けた技術的な障害」を指します。
- 新規性は必須ではありません。

4. プレエントリー申請の方法

- 「プレエントリー申請書」を記入し、**9月1日(火)までに**、下記までメール送付してください。

NEDO事業統括部 国際1課 kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

- 折り返し、NEDOから面談の日程調整の連絡をします。
- プレエントリー申請は受付順に対応します。プレエントリー面談期間中（8/24～9/10）に面談を実施できない場合、公募に応募できなくなる可能性もありますので、早めの申請を推奨します。
- **面談では、提案者が技術分野と応募区分を決定します。提案内容がまだ整理されていない等、決定が困難と思われる場合は、事前に「案件相談」をぜひご活用ください。**

4. プレエントリー面談と案件相談の違い

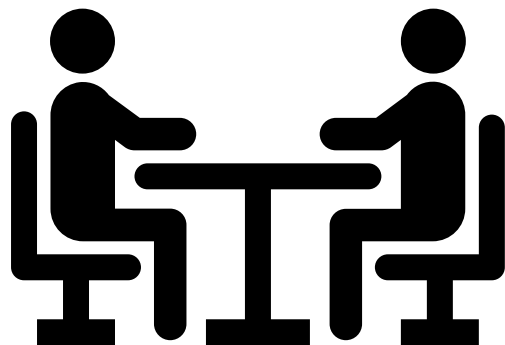
	プレエントリー面談	案件相談
公募における位置付け	応募する際は 必須	任意
実施時期	公募予告において指定した期間	いつでも(通年)
目的	応募にあたり、 技術課題を確認し、技術分野と応募区分を決定 して適切な応募につなげる	- 検討中の案件について、事業への適合性を相談 - 対象国や技術課題を検討中でも相談可能
申し込み方法	「プレエントリー申請書」をメール送付	「ご相談フォーマット」をメール送付

4. 案件相談の申し込み方法

「ご相談フォーマット」を記入し、下記までメール送付してください。

NEDO事業統括部 国際1課 kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp

脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業 相談窓口



こちらから「ご相談フォーマット」をダウンロードしてメール送付してください



5. 応募区分と補助事業の留意事項

5. 成立性調査への応募の目安

実証研究を進めるために必要な調査であることが前提になります

- 現地のニーズと政策を調べ、当該国で実証を行う意義とその際の技術課題とが整理されている。
- 相手国企業、実施サイト、成果目標等の方向性が整理され、必要な手続やスケジュールを含め、実証に向けた構想が描けている。
- 市場や競合の状況を踏まえて、実証後の事業化の方向性が描けている。

5. 成立性調査の調査項目

1) 対象技術の妥当性検討

- ① 対象技術の必要性調査
- ② 対象技術の有効性調査

2) 実証研究計画の作成

- ① 相手国企業・実証サイト
- ② 実施体制
- ③ 実証研究等のスケジュール
- ④ 実証研究等に関わる所要額
- ⑤ 実証研究実施中及び終了後の実証設備

3) 実証研究で目指す成果目標

4) 実証研究の実施に必要な手続

5) 実証研究期間中のリスク管理

6) 対象技術の普及可能性

- ① 事業環境・事業戦略
- ② 事業体制
- ③ 事業の収益性
- ④ 目指す普及の姿

※詳細は別途「[成立性調査共通仕様書](#)」をご参照ください。

5. 実証設計への応募の目安

成立性調査に相当する内容が実施済みであることが前提になります

- 現地調査や相手国政府機関等へのヒアリングにより**現地のニーズ**を把握し、それに応える**技術が提案**されている。
- 提案技術が普及するために乗り越えるべき**技術課題**が示され、その解決に役立つ**実証研究が計画**され、必要な**目標が設定**されている。
- **NEDOの規程**(特に、取得財産の所有と処分制限、収入の控除、収益納付)を考慮した**実施体制が構築**され、資金計画が立てられている。
- 実証の実施に**必要な情報(相手国の法令や税務を含む)**を収集し、それらを**反映した実施体制や実証計画**が作成されている。
- 市場分析、競合分析を踏まえた**ビジネスモデルが構築**され、**普及時の経済的な優位性が定量的に**示されている。

5. 実証設計への応募の目安（前回応募書類の一部例）

経済性評価関連資料

I. 事業コンポーネント名称

供給者名称		根拠NO.
想定事業年数(普及段階) [年]		
本業態の営業利益率 [%] ※		
想定する為替レート [円/●]		
対象国政策金利 [%]		
対象国国債利回り (10年債) [%]		

※「業態」とは、提案する技術の商品/サービス区分（いわゆる「業種」）技術・商品・サービスを提供する営業形態（どのように価値を提供する提案する技術・ビジネスモデルを踏まえ、最も類似と思われる業当該業態の一般的の平均営業利益率水準（一般的平均営業利益率がまた、当該数値の根拠はシート4にてご説明ください。

相手国企業からの
サポートレター

II.

対象設備(最大5つ)	法定耐用年数[年]	想定利用年数[年]	根拠NO.

III. 1. 収支予測

単位[百万円]

売上開始初年度（西暦で記入）

項目	根拠NO.	合計	西暦	年	1年	2年	3年	4年
対象技術の市場規模		0	-1年	年				
獲得シェア [%]		0						
売上原価		0						
売上総利益 ※自動計算		0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
販売費		0						
一般管理費		0						
営業利益 ※自動計算		0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
簡易PIRR算定用のCF(残存簿価を無考慮) ※自動計算		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
簡易PIRR算定用の残存簿価 ※自動計算		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
簡易PIRR算定用のCF ※自動計算		0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
簡易PIRR(残存簿価を無考慮) ※自動計算				#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!	#NUM!
簡易PIRR ※自動計算								

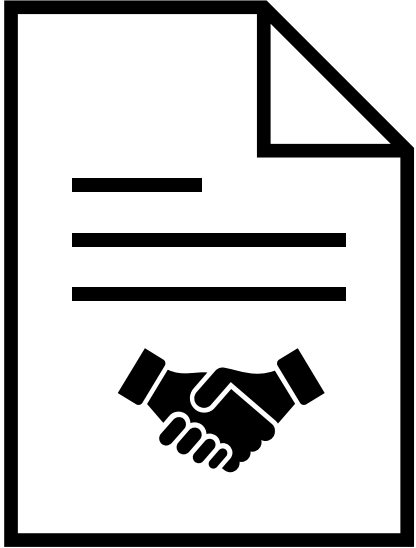
経過年数 [年] 1 2 3 4 5

IV. 2. 補足情報

単位[百万円]

売上開始初年度（西暦で記入）

項目	具体的内容	根拠NO.	合計	西暦	0年	1年	2年	3年	4年
設備投資額	-		0	-1年	0年				
減価償却費	-		0						
補助金(NEDO以外)			0						



5. 実証設計の実施項目

- ① 実証研究で導入する施設・設備の基本設計
- ② 実証研究等の計画詳細化
 - 1. 実証研究等のスケジュールの確定
 - 2. 実証研究等に関わる所要額の積算
 - 3. 実証研究の実施中及び終了後における実証設備の取扱いの明確化
 - 4. 相手国企業との間で締結する契約文書(PA等)の調整・合意
 - 5. 実施サイトにおける原油削減効果・温室効果ガス排出削減効果の確認
- ③ 実証研究で目指す成果目標の確認
- ④ 実証研究の実施に必要な手続きの検討
- ⑤ 実証研究期間中のリスク管理の具体化
- ⑥ 適用技術の普及可能性(経済性評価)の詳細化

※詳細は別途「[実証設計以降の実施内容及び手続説明](#)」をご参照ください。

5. 補助事業の留意点

- 実証設計と実証研究は、補助事業です。
- 補助金適正化法*やNEDOルールへの理解が必要です。
- ここでは、**①**取得財産、**②**収入の控除、**③**収益納付について取り上げ、概要をご紹介します。
- 詳細やその他留意事項は、[事業ページ](#)及びNEDO「[課題設定型産業技術開発費補助事業](#)」事務処理マニュアルをご覧ください。

*補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

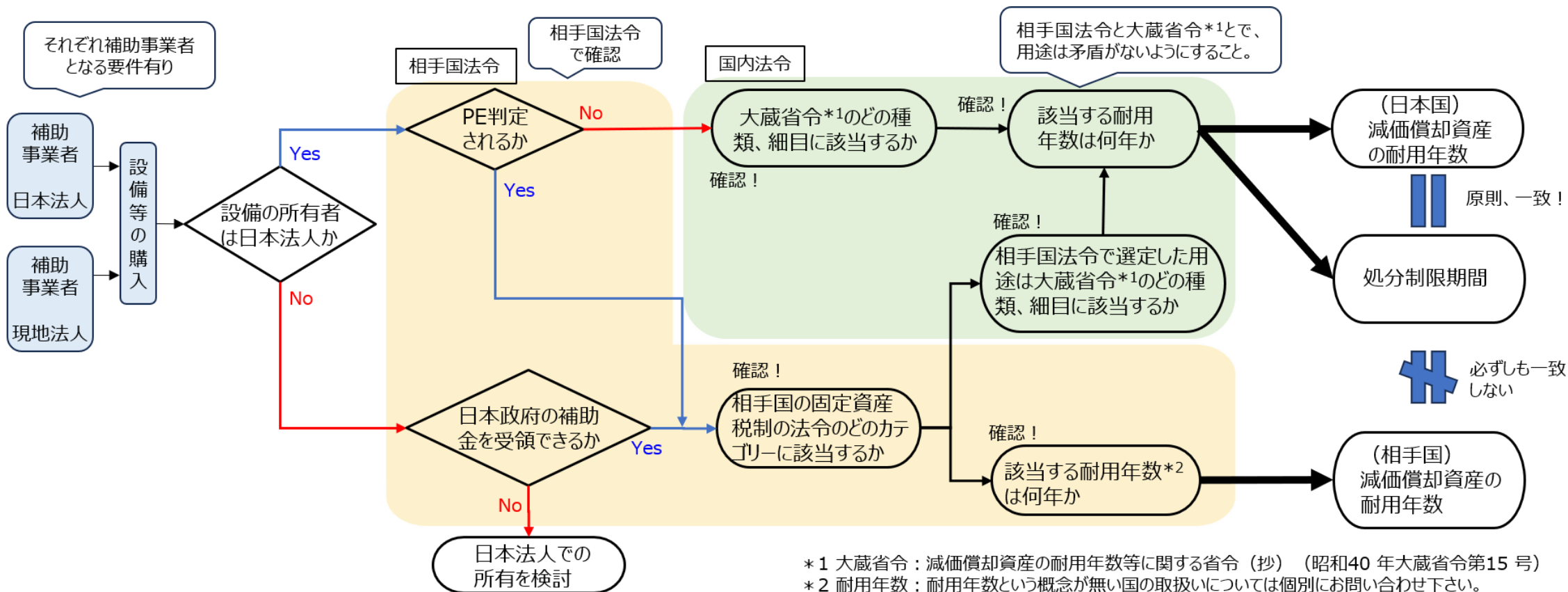
①取得財産 -処分制限

- 補助事業で取得した機械装置等(取得財産)の所有権は、補助事業者に帰属します。
- 国際実証研究費補助金交付規程に基づき、補助事業者は補助期間終了後も、
 - ① 取得価格が単価50万円以上(消費税抜)の財産について、
 - ② 処分制限期間(※)内に処分(補助金の交付目的に沿って使用(=目的内使用)しなくなる事)する際にはNEDOの承認が必要であり、
 - ③ 当該期間は毎年度「取得財産等の使用・管理状況報告書」をNEDOに提出します([国際実証研究費補助金交付規程](#)第15条5項)。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。相手国に設置する財産の処分制限期間は、次頁の基本的考え方に基づき決定する。

①取得財産 -処分制限期間の基本的考え方

- 処分制限期間は、原則として減価償却資産の耐用年数をもとに設定されます。
- 相手国に設置する設備は、相手国の法令も考慮して処分制限期間を決める必要があります。



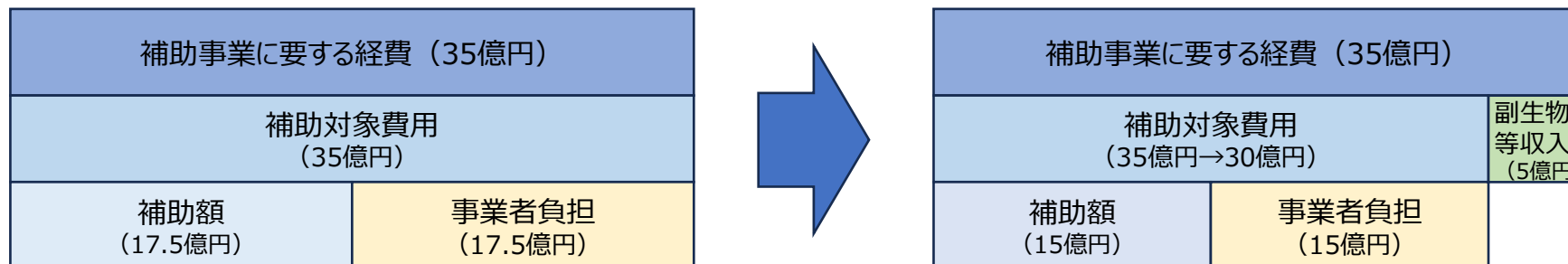
①取得財産 -処分制限(目的内使用と目的外使用)

＊本事業の交付目的は研究開発です

- 処分制限期間満了までの間、補助事業者は取得財産を補助金の交付目的に沿って使用する必要があります。
- 補助事業者が処分制限期間内に取得財産の処分(譲渡、交換、貸付け、担保など)を希望する場合には、事前にNEDOの承認を得る必要があります。
- 補助金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに納付する必要があります。

②収入の控除【補助事業期間中】1/2

- 本事業は日本技術を海外で実証するための研究開発事業ですが、実施過程で電力・水素等の有価物が発生する場合など、その売却により収入が得られることがあります(以下、副生物等収入という)。
- 補助金適正化法第3条で補助金執行は「効率的に行うこと」と定められていることを受け、NEDOでは、実証期間中の補助対象費用から全ての副生物等収入を減じた額をもとに、補助金の額を計算します。



②収入の控除【補助事業期間中】 2/2

- 副生物等収入には、以下も含みます。
 - ✓実証終了時の棚卸し資産価額(売却されていない副生物等の売り上げ収入見込み)
 - ✓未入金収入(入金されていない収入)
 - ✓相手国政府等からの補助金等による収入
- 交付規程第9条第1項第三十六号における“必要な義務”に、副生物等収入の取り扱いも含む

③収益納付【補助事業終了後】

- 補助事業者は、補助事業終了の翌年度以降5年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要があります。
- 本報告書により、補助事業者が補助事業に基づく収益があったとNEDOが認めた場合には、補助事業者は、NEDOの求めに応じ、収益の一部を納付します。ただし、補助金の確定額が上限となります。

6. お問い合わせ

お問い合わせ

2026年度第2回公募の詳細(公募要領等)については、本公募を開始した際にお知らせします。
プレエントリーや事業のしくみに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

NEDO事業統括部 国際1課

Mail: kokusaijissyou@ml.nedo.go.jp